

基本協定書(案) 新旧対照表

No.	頁	別紙	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後
1	12	2		4		株主誓約書の様式 (本普通株式)	SPCが、新たに本普通株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。	SPCが、新たに本普通株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPCが、①本普通株主に対して本普通株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合は除く。